

南関町骨髓等移植ドナー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ドナー及びドナーに骨髓又は末しょう血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供に係る通院、入院又は面談（以下「通院等」という。）に係る休暇（年次有給休暇を含む。以下「ドナー休暇等」という。）を付与した勤務事業所に対し、骨髓等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナーの負担軽減及び勤務事業所の理解促進を図り、もってドナー登録者の拡大及び骨髓等を提供しやすい環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドナー 公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号。第2条第5項に規定する骨髓・末しょう血幹細胞提供あっせん事業をいう。））において骨髓等の提供を完了した者をいう。
- (2) 勤務事業所 ドナーが勤務している国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）で、当該ドナーに対して有給のドナー休暇等を付与している事業所をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) ドナー
 - ア 骨髓等の提供の完了した日（提供に係る入院をして退院した日をいう。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本町に住民登録されていること。
 - イ 骨髓等の提供に係る通院等に要した日に、有給のドナー休暇等を取得していないこと。
- (2) 勤務事業所
本町に住民登録されているドナーに対し、骨髓等の提供に係る通院等に要した日に、有給のドナー休暇等を付与していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) 他の法令等により骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けている者
- (2) 町税に滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、骨髓等の提供に係る通院等に要した日数（有給のドナー休暇等を取得した日を除く。）にドナーにあつては2万円を、勤務事業所にあつては1万円を乗じて得た額とする。ただし、通院等に要した日数は、本町に住民登録されている期間に限る。

2 前項の通院等に要した日数は、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとし、その上限は、10日とする。

- (1) 健康診断のための通院

- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髄等採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関して、骨髄バンクが必要と認める通院等

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとするドナー（以下「申請ドナー」という。）は、南関町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類その他通院等の日数が確認できる書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等に要した日に、有給のドナー休暇等を取得していないこと及び骨髄等の提供に係る通院等に要した日数を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 助成を受けようとする勤務事業所（以下「申請事業所」という。）は、南関町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類その他通院等の日数が確認できる書類
- (2) 申請ドナーが骨髄等の提供に係る通院等に要した日に、有給のドナー休暇等を付与していること及び有給のドナー休暇等を付与した日数を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の規定による助成金の申請は、骨髄等の提供が完了した日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。

(助成金の決定等)

第6条 町長は、前条第1項及び第2項の規定による申請を受けた場合は、速やかに審査を行い、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは南関町骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の不交付を決定したときは理由を付して南関町骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請ドナー又は申請事業所に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による交付申請決定通知を受けた者は、申請ドナーにあっては南関町骨髄等移植ドナー助成金交付請求書（ドナー用）（様式第5号）、申請事業所にあっては南関町骨髄等移植ドナー助成金交付請求書（事業所用）（様式第6号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 申請ドナー又は申請事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は当該申請書ドナー又は当該申請事業所（以下「申請者」という。）に係る交付決定を取り消すことができる。

- (1) 助成対象者としての要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、申請者が既に助成金の交付を受けている場合は、助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。